

改 正 案	現 行
施本第 号 (CFQ) 平成 年 月 日 末尾記載 殿 防衛施設庁長官 立木竹の算定について（通達） 標記について、別紙のとおり定め、平成19年9月1日から適用することとしたので通達する。 以 上 添 付 書 類：別紙 本信あて先：各防衛施設局長 各防衛施設支局長 別 紙 第1 用材林の評定単価 1 伐期（地方慣行の最低伐期）以上の用材林の評定単価は、次の市場価逆算算定方式による。 $X = F \left(\frac{A}{1 + n P} - B \right)$ X：評定単価 A：素材の最寄市場単価 原則として、評価時における最寄りの市場単価によるが、その価格が評価時前3箇年における平均市場単価より低いときはその平均単価によること。この場合において、素材の平均単価の算定は、当該立木から生産される素材の樹種別、材種別、長級別、径級別及び品種別の出材割合に基づいて算定すること。 P：伐採事業の総資本月収益率 伐採事業の危険率等を考慮に入れ、月0.8%から月1.2%の範囲内で決定すること。 F：利用率 当該立木の樹種別に、伐採及び搬出の便否並びに地方の慣習を考慮して定める。	調達規第17号 駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償要綱ニ基ク立木竹算定基準ヲ次ノトオリ定メ昭和27年7月28日ヨリ実施スル。 昭和27年11月4日 調達庁長官 根道 広吉 立木竹算定基準 1 伐期（地方慣行ノ最低伐期）以上ノ用材林ノ評定単価ハ次ノ市場価逆算算定方式ニヨル、コノ場合ニオイテXハ評定単価、Aハ素材ノ最寄市場単価、Pハ伐採事業ノ総資本月収益率、Fハ利用率、nハ資本回収期間、Bハ素材ノ単位材積当ノ事業費ノ合計額 $X = F \left(\frac{A}{1 + n P} - B \right)$ 評定単価ノ各算定因子ハ次ノ各項目ニヨル。 (1. 素材ノ最寄市場単価 原則トシテ評価時ニオケル最寄市場単価ニヨルモ、ソノ価格ガ評価時前3ケ年ニオケル平均市場単価ヨリ低イトキハソノ平均単価ニヨルコト。コノ場合素材ノ平均単価ノ算定ハ、当該立木カラ生産サレル素材ノ樹種別、材種別、長級別、径級別、品種別ノ出材割合ニ基イテ算定スルコト。 当該立木ノ平均胸高直径ト素材ノ出材割合ノ関連表ヲ例示スレバ別表1ノ通りデアル。 (2. 伐採事業ノ総資本月収益率 伐採事業ノ危険率等ヲ考慮ニ入レテ月8厘カラ月1分2厘ノ範囲内デ決定スルコト。 (3. 利用率 当該立木ノ樹種別ニ伐採、搬出ノ便否並ニ地方ノ慣習ヲ考慮シテ次ノ基準ニヨツテ決定スルコト。

n：資本回収期間

当該立木を伐採開始後、その素材を搬出及び運搬して最寄りの市場において販売するまでの事業期間の2分の1から3分の2までの期間で、おおむね4箇月から8箇月までを基準とする。

B：事業費

当該立木を伐採後、その素材を搬出及び運搬して最寄りの市場において販売するまでの各項目の経費の合計額とする。

ア 伐採費

イ 造材費

ウ 運搬費

エ 雑費

2 伐期末満の用材林の立木価格は、次の算定方式による。この場合において、A_mは当該森林の立木価格、mは当該森林の現在林令、D₁、D₂からD_mは植栽年度以降の現在林令までの毎年造林等の経費評価時に引き直した価額、Pは当該森林の収益率とする。

$$A_m = D_1 \cdot \frac{1}{P} + D_2 \cdot \frac{1}{P^2} + \dots + D_m \cdot \frac{1}{P^m}$$

算定方式の各算定因子は、次の項目による。

(1) 造林等の経費の当該森林の地位及び林相の状況によって、過去において実施された植栽本数及び手入回数、年次別、樹種別、植栽工程を算定し、これに基づいて評価時における当該地方の標準の苗木代、労賃等により次の各項目の経費を算出し、その合計額とする。

ア 地代：近傍類似の売買価格（近傍類似の売買価格が不明のときは固定資産課税台帳の登録価格を基準として適正に算出した価格）に年4%を乗じた額

イ 新植費：苗木代、地柙費、植付費

ウ 補植費：補植苗木代、植付費

エ 手入費：下刈費、蔓切費、除材費、枝打費、雪起費

オ 管理費：森林火災保険料、管理人の

針葉樹0.70－0.95

広葉樹0.40－0.70

(4) 資本回収期間

当該立木を伐採開始後その素材を搬出並に運搬して最寄市場において販売するまでの事業期間の2分の1乃至3分の2の期間とする。概ネ次の期間を基準とする。

4ヶ月－8ヶ月

(5) 事業費

当該立木を伐採後その素材を搬出並に運搬して最寄市場において販売するまでの各項目の経費の合計額とする。

(イ) 伐採費 (ロ) 造材費 (ハ)

木寄費 (ニ) 小運搬費 (木馬道、索道、牛馬道、牛馬橋道、管流路に於ける運搬経費) (ホ) 運搬費 (車道、森林鉄道、軌道、筏流路に於ける運搬費) (ヘ) 雑費 (前記直接経費の5分乃至1割程度)

2 伐期末満の用材林の立木価格は、次の算定方式による。この場合において、A_mは当該森林の立木価格、mは当該森林の現在林令、D₁、D₂………D_mは植栽年度以降の現在林令までの毎年造林等の経費評価時に引き直した価額、Pは当該森林の収益率

$$A_m = D_1 \cdot \frac{1}{P} + D_2 \cdot \frac{1}{P^2} + \dots + D_m \cdot \frac{1}{P^m}$$

算定方式の各算定因子は、次の項目による。

1. 造林等の経費の当該森林の地位及び林相の状況によつて過去において実施された植栽本数及び手入回数、年次別、樹種別、植栽工程を算定し、これに基づいて評価時における当該地方の標準の苗木代、労賃等により次の各項目の経費を算出し、その合計額とする。

ナオ、年次別、樹種別、植栽工程の基準を例示スレバ別表2の通りである。

(イ) 地代—近傍類似の売買価格（近傍類似の売買価格が不明のときは固定資産課税台帳の登録価格を基準として適正に算出した価格）に年4分を乗じた額

(ロ) 新植費—苗木代、地柙費、植付費

(ハ) 補植費—補植苗木代、植付費

(ニ) 手入費—下刈費、蔓切費、除材費、枝打費、雪起費

(ホ) 管理費—森林火災保険料、管理人の俸給、林道負担金公租公課（固定資産

俸給、林道負担金公租公課（
固定資産税、森林組合費等）
その他雑費

(2) 当該森林の収益率は、次式によって算定する。

この場合において、 P は当該森林の収益率、 A_n は当該森林の伐期における収入見込額、 D_1 、 D_2 から D_n は当該森林の植栽後伐期までの毎年造林等の経費、 n は地方慣行の最低伐期とする。

$$D_1 \cdot \frac{1}{1.0P^n} + D_2 \cdot \frac{1}{1.0P^{n-1}} \cdots D_n \cdot \frac{1}{1.0P} = A_n$$

算定方式の各算定因子は、次の各項目による。

ア 当該森林の伐期における収入見込額
当該森林の地方慣行伐期における収穫見込量を地方慣行の収穫表により当該森林の地位に応じて推定し、伐期における評定単価（1の市場価逆算算定方式により算定した額）を乗じて得た額と、末木、枝条、樹皮等の副産物の価格の合計額とする。

イ 当該森林の植栽後伐期までの毎年造林等の経費

当該森林の地位及び林相の状況によって伐期までの植栽本数及び手入回数等に基づいて過去の毎年造林等の経費の評価時に引き直した価格及び将来の造林等の経費の推定額とする。

3 伐期未満の森林で当該森林から生産される素材が用材としての市場価格のある場合は、1の市場価逆算算定方式により算定するが、この場合は伐期に接近した林令の森林のみに適用する。

第2 天然林の立木価格

赤松等の人工植栽を行う樹種の天然林の伐期未満の立木価格について第1の2の算定方式による場合には、当該森林の立木度

税、森林組合費等）その他雑費

2. 当該森林の収益率ハ次式ニヨツテ算定スル。

コノ場合ニオイテ P ハ当該森林ノ収益率 A_n ハ当該森林ノ伐期ニオケル収入見込額 D_1 、 D_2 …… D_n ハ当該森林ノ植栽後伐期マデノ毎年造林等ノ経費、 n ハ地方慣行ノ最低伐期

$$D_1 \cdot \frac{1}{1.0P^n} + D_2 \cdot \frac{1}{1.0P^{n-1}} \cdots D_n \cdot \frac{1}{1.0P} = A_n$$

算定方式ノ各算定因子ハ次ノ各項目ニヨル。

(イ) 当該森林ノ伐期ニオケル収入見込額
当該森林ノ地方慣行伐期ニオケル収穫見込量ヲ地方慣行ノ収穫表ニヨリ当該森林ノ地位ニ応ジテ推定シ伐期ニオケル評定単価（1ノ市場価逆算算定方式ニヨリ算定シタ額ヲ乗ジテ得タ額ト末木、枝条、樹皮等ノ副産物ノ価格ノ合計額トスル。

(ロ) 当該森林ノ植栽後伐期マデノ毎年造林等ノ経費

当該森林ノ地位及ビ林相ノ状況ニヨツテ伐期マデノ植栽本数及ビ手入回数等ニ基イテ過去ノ毎年造林等ノ経費ノ評価時ニ引き直シタ価格及ビ将来造林等ノ経費ノ推定額トスル。

ナオ、森林収益率ノ算定基準表ヲ例示スレバ別表3ノ通りデアル。

3 伐期未満ノ森林デ当該森林カラ生産サレル素材ガ用材トシテノ市場価格ノアル場合ハ1ノ市場価逆算算定方式ニヨリ算定スルモ、コノ場合ハ伐期ニ接近シタ林令ノ森林ノミニ適用スル。

4 奥地ニアル未開発ノ天然林ノ立木価格ハ次ノ算定方法ニヨル。

奥地ニアル未開発ノ天然林ノ立木ハ1ノ市場価逆算算定方式ニヨル評価額ガ当該森林ヘ投下サレタ毎年ノ管理費、公租公課（固定資産税、森林組合費等）ヲ評価時ニ引き直シタ価額ノ（コノ価額ハ50円ヲ限度トスル。）2000倍ノ額ニ満タナイトキハ1年間ノ経費ノ2000倍ノ額トスル。

5 赤松等ノ人工植栽ヲ行ウ樹種ノ天然林ノ伐期未満ノ立木価格ハ2ニヨル算定方式ニヨル場合、当該森林ノ立木度ニ応ジテ、人工植栽

に応じて、人工植栽を実施したとみなして新植費、補植費、手入費等を推定の上、算定する。

第3 薪炭林の評定単価

1 伐期以上の薪炭林の幹及び枝条部の評定単価は、当該森林の経営目的に応じ、木炭又は薪材の市場単価による第1の1の市場価逆算算定方式によって算定する。この場合の算定因子のうち、特に薪炭林の場合に適用されるべきものは、次の各項目による。

(1) 最寄市場単価

当該森林の経営目的によって、当該立木から生産される木炭又は薪の形量別銘柄別生産割合に基づいて木炭1俵（15kg俵）又は薪一束（約50cm×約75cm）当たり平均単価を算定する。

(2) 利用率

当該立木の経営目的によって、当該立木0.18m³当たりから生産される木炭又は薪材によって次の基準によって、決定すること。

木炭 白炭 2.5俵（15kg俵）

黒炭 3.0俵（15kg俵）

薪材 12.5束（約50cm×約75cm）

(3) 事業費

薪材については、用材と同様の方法による。

木炭については、製炭費、木炭窯償却費、包装資材費、運搬費及び雑費の合計額とする。

2 伐期未満の薪炭材の幹及び枝条部の立木価格は、次の算定方式による。

この場合において、Amは現在林令の幹枝条部の立木価格、nは地方慣行の最低伐期、mは現在林令、Anは伐期収入見込額とする。

$$Am = \frac{m}{n} An$$

伐期収入見込額は、当該森林の地方慣行の伐期における収獲見込量を地方慣行の収獲表により当該森林の地位に応じて推定し、これに第1の1の市場価逆算算定方式による評定単価を乗じて算定した額とする。

ヲ実施シタト見做シテ新植費、補植費、手入費等ヲ推定ノ上算定スル。

6 伐期以上の薪炭林の幹、枝条部ノ評定単価ハ当該森林ノ経営目的ニヨツテ、木炭又ハ薪材ノ市場単価ニヨツテ1ノ市場価逆算算定方式ニヨツテ算定スル。コノ場合ノ算定因子ノウチ、特ニ薪炭林ノ場合ニ適用サレルベキモノハ次ノ各項目ニヨル。

1. 最寄市場単価

当該森林ノ経営目的ニヨツテ、当該立木カラ生産サレル木炭、又ハ薪ノ形量別銘柄別生産割合ニ基イテ木炭1俵（15kg俵）又ハ薪一束（1尺6寸×2尺5寸）当平均単価ヲ算定スル。

薪炭林ノ樹種ト銘柄別、生産割合ノ関連表ヲ例示スレバ別表4ノ通りデアル。

2. 利用率

当該立木ノ経営目的ニヨツテ当該立木1石当リカラ生産サレル木炭又ハ薪材ニヨツテ次ノ基準ニヨツテ決定スルコト。

木炭 白炭 2.5俵（15kg俵）

黒炭 3.0俵（15kg俵）

薪材 12.5束（長1.6尺胴廻リ2.5尺）

3. 事業費

薪材ニツイテハ用材ト同様ノ方法ニヨル。木炭ニツイテハ

1. 製炭費 2. 木炭窯償却費 3. 包装資材費 4. 小運搬費（小出ヲ含ム。）

5. 運搬費 6. 雑費（前記直接経費ノ5分乃至1割程度）ノ合計額トスル。

7 伐期未満ノ薪炭材ノ幹、枝条部ノ立木価格ハ次ノ算定方式ニヨル。

コノ場合ニオイテ Amハ現在林令ノ幹枝条部ノ立木価格、nハ地方慣行ノ最低伐期、mハ現在林令、Anハ伐期収入見込額

$$Am = \frac{m}{n} An$$

伐期収入見込額ハ当該森林ノ地方慣行ノ伐期ニオケル収獲見込量ヲ地方慣行ノ収獲表ニヨリ当該森林ノ地位ニ応ジテ推定シ、コレニ1ノ市場価逆算算定方式ニヨル評定

3 薪炭林の台木の価格は、次の算定方式による。

この場合において、 A_m は台木の価格、 R_1 、 R_2 、 R_3 から R_m は耐用年数に応ずる将来各伐期における純収益見込額、 n_1 、 n_2 、 n_3 から n_m は現在林令から将来の各伐期までの到達年数、 P は還元利率年6%とする。

$$A_m = \frac{R_1}{1.0P^{n_1}} + \frac{R_2}{1.0P^{n_2}} + \frac{R_3}{1.0P^{n_3}}$$

萌芽更新による雑木林は、各伐期における純収益見込額は一定であり、耐用年数は無限であるから、次の算定方式による。この場合において、 A は台木の価格、 R は伐期における純収益見込額、 n は伐期林令、 P は還元利率年6%とする。

$$A_n = \frac{R}{1.0P^{n-1}}$$

各算定因子は、次の各項目による。

耐用年数に応ずる将来の各伐期における純収益見込額は、次のとおりとする。

くぬぎ、かし等の人口植栽の台木の耐用年数は、植栽後おおむね80年（伐採回数4回）とし、萌芽更新による雑木林は無限として、将来の各伐期の純収益見込額を算定する。

純収益見込額は、各伐期の収入見込額から、各伐期間に毎年投下された経費を評価時に引き直した価額の年6%の伐期における元利合計額を差し引いた額とする。

伐期収入見込額は、伐期における収獲見込量を地方慣行の収獲量により当該森林の地位に応じて推定し、これに第1の1の市場価逆算算定方式による評定単価を乗じて算定した額とする。

毎年投下された経費は、次の各項目の合計額とする。

- (1) 地代：近傍類似の売買価格（近傍類似の売買価格が不明のときは固定資産課税台帳の登録価格を基準として適正に算出した価格）に年4%を乗じた額
- (2) くぬぎ、かし等の人工造林の薪炭林は新植費、補植費、手入費の額
- (3) 管理費：森林火災保険料、管理人の俸給、林道負担金、公租公課（固定資産税、森林組合費等）その他雑費

単価ヲ乗ジテ算定シタ額トスル。

8 薪炭林の台木の価格ハ次の算定方式ニヨル。

この場合ニオイテ A_m ハ台木の価格 R_1 、 R_2 、 R_3 ……ハ耐用年数ニ応ズル将来各伐期ニオケル純収益見込額 n_1 、 n_2 、 n_3 ……ハ現在林令カラ将来ノ各伐期マデノ到達年数 P ハ還元利率年6分

$$A_m = \frac{R_1}{1.0P^{n_1}} + \frac{R_2}{1.0P^{n_2}} + \frac{R_3}{1.0P^{n_3}}$$

萌芽更新ニヨル雑木林ハ、各伐期ニオケル純収益見込額ハ一定デアリ、耐用年数ハ無限デアルカラ、次の算定方式ニヨル。この場合ニオイテ、 A ハ台木の価格、 R ハ伐期ニオケル純収益見込額、 n ハ伐期林令、 P ハ還元利率年6分

$$A_n = \frac{R}{1.0P^{n-1}}$$

各算定因子ハ次の各項目ニヨル。

耐用年数ニ応ズル将来ノ各伐期ニオケル純収益見込額。

くぬぎ、かし等ノ人口植栽ノ台木の耐用年数ハ植栽後概ネ80年（伐採回数4回）トシ、萌芽更新ニヨル雑木林ハ無限トシテ、将来ノ各伐期ノ純収益見込額ヲ算定スル。

純収益見込額ハ各伐期ノ収入見込額カラ各伐期間ニ毎年投下サレタ経費ヲ評価時ニ引き直シタ価額ノ年6分ノ伐期ニオケル元利合計額ヲ差引イタ額トスル。

伐期収入見込額ハ伐期ニオケル収獲見込量ヲ地方慣行ノ収獲量ニヨリ当該森林ノ地位ニ応ジテ推定シ、コレニ1ノ市場価逆算算定方式ニヨル評定単価ヲ乗ジテ算定シタ額トスル。毎年投下サレタ経費ハ次の各項目ノ合計額トスル。

- (イ) 地代——近傍類似ノ売買価格（近傍類似ノ売買価格不明ノトキハ、固定資産税台帳ノ登録価格ヲ基準トシテ適正ニ算出シタ価格）ニ年4分ヲ乗ジタ額
- (ロ) くぬぎ、かし等ノ人工造林ノ薪炭林ハ新植費、補植費、手入費ノ額
- (ハ) 管理費——森林火災保険料、管理人ノ俸給、林道負担金、公租公課（固定資産税、森林組合費等）

竹林の根茎は、評価時前3箇年間に於ける各年の収入額を評価時の価格に換算し、その平均収入額から収入を得るための年間の経費を差引いた額を年平均純収益として、この年平均純収益を年利率6%で除した額とする。

年間の経費は次のとおりとする。

地代（地価に年4%を乗じた額）

労賃

肥料代

農具、役畜費

公租公課（固定資産税、組合費等）

雑費

第4 永年工作物の算定方法

永年生作物（果樹及び特殊林産樹）については、次の算定方法による。

(1) 幼年樹の評価は、次の方法による。

評価時期までに毎年投下した経費を評価時期に引き直した額の年8%の元利合計額とする。

毎年投下した経費は、次の各項目による。

ア 地代（地価に年4%を乗じた額）

イ 苗木代

ウ 肥料代

エ 薬剤費

オ 労賃（自己労賃を含む。）

カ 農具代

キ 役畜費

ク 公租公課（固定資産税、組合費等）

(2) 壮令期及び老令期の評価は、次の方法による。

壮令期又は老令期1年平均収益を将来の効用年数に応じて利回り年8%によって評価時に還元した合計額と樹木を用材又は薪炭材とした立木価格を加算した額とする。

将来の効用年数は、評価時期から収穫最終期までの毎年の収穫量の合計額を壮令期又は老令期の平均収穫量にて除して得た年数とする。

年平均収益は、1箇年の平均収入見込額から1箇年の投下した経費を差し引いた額とする。

平均収入見込額は、壮令期又は老令期における通常の状態の収穫量に評価時における山渡価額を乗じた額とする。

経費は次の各項目による。

ア 地代（地価に年4%を乗じた額）

イ 肥料代

）ソノ他雑費

竹林ノ根茎ハ評価時前3ヶ年間に於ける各年ノ収入額ヲ評価時ノ価格ニ換算シ、ソノ平均収入額カラ収入ヲ得ルタメノ年間ノ経費ヲ差引イタ額ヲ年平均純収益トシテ、コノ年平均純収益ヲ年利率6分デ除シタ額トスル。

年間ノ経費ハ次ノ通りトスル。

(イ) 地代（地価ニ年4分ヲ乗ジタ額）

(ロ) 労賃

(ハ) 肥料代

(ニ) 農具、役畜費

(ホ) 公租公課（固定資産税、組合費等）

(ヘ) 雑費

9 永年生作物（果樹及び特殊林産樹）ニツイテハ、次ノ算定方法ニヨル。

1. 幼年樹ノ評価ハ次ノ方法ニヨル。

評価時期マデニ毎年投下シタ経費ヲ評価時期ニ引き直シタ額ノ年8分ノ元利合計額トスル。

毎年投下シタ経費ハ次ノ各項目ニヨル。

(イ) 地代（地価ニ年4分ヲ乗ジタ額）

(ロ) 苗木代

(ハ) 肥料代

(ニ) 薬剤費

(ホ) 労賃（自己労賃ヲ含ム。）

(ヘ) 農具代

(ト) 役畜費

(フ) 公租公課（固定資産税、組合費等）

2. 壮令期及び老令期ノ評価ハ次ノ方法ニヨル。

壮令期（又ハ老令期）1年平均収益ヲ将来ノ効用年数ニ応ジテ利廻年8分ニヨツテ評価時ニ還元シタ合計額ト樹木ヲ用材又ハ薪炭材トシタ立木価格ヲ加算シタ額トスル。

将来ノ効用年数ハ評価時期カラ収穫最終期マデノ毎年ノ収穫量ノ合計額ヲ壮令期又ハ老令期ノ平均収穫量ニテ除シテ得タ年数トスル。

年平均収益ハ1ヶ年ノ平均収入見込額カラ1ヶ年ノ投下シタ経費ヲ差引イタ額トスル。

平均収入見込額ハ壮令期（又ハ老令期）ニオケル通常ノ状態ノ収穫量ニ評価時ニオケル山渡価額ヲ乗ジタ額トスル。

経費ハ次ノ各項目ニヨル。

(イ) 地代（地価ニ年4分ヲ乗ジタ額）

ウ 薬剤費
エ 労賃（自己労賃を含む。）
オ 農具代
カ 役畜費
キ 公租公課（固定資産税、組合費等）
ク 雑費

（注）評価時の還元式は、次の算式による。この場合において、Xは評価時の還元額、Rは年平均収益額、nは効用年数、Pは還元利率年8%とする。

$$X = \frac{R (1.0 P^{n-1})}{1.0 P^n \times 0.0 P}$$

なお、樹木を用材又は薪炭材とした立木価格は評定単価算定方式によって評価を行うこと。

(3) 青年期の価格は、幼令樹及び壮令樹の価格を基とし、これに準じて定める。

第5 協議

この通達により難しい場合は、地方協力局長に協議するものとする。

(ロ) 肥料代
(ハ) 薬剤費
(ニ) 労賃（自己労賃を含む。）
(ホ) 農具代
(ヘ) 役畜費
(ト) 公租公課（固定資産税、組合費等）
(チ) 雑費

（註）評価時の還元式は次の算式による。この場合Xは評価時の還元額、Rは年平均収益額、nは効用年数、Pは還元利率年8分

$$X = \frac{R (1.0 P^{n-1})}{1.0 P^n \times 0.0 P}$$

なお、樹木を用材又は薪炭材とした立木価格は評定単価算定方式によつて評価を行うこと。

3. 青年期の価格に幼令樹及び壮令樹の価格を基とし、これに準じて適当に定める。

（備考）

ウルシ（殺掻）ミツマタ、コウゾ及ビャベマキニツイテハ薪炭林ノ評価方法ヲ適用シテ算定スル。